



# 被害にあったら...

# すぐにクーリング・オフ

訪問販売や電話勧誘販売などは、セールスマンから不意打ち的に強く勧誘されるため、十分な情報や冷静に考える余裕もないまま、つい契約してしまいがちです。しかも、詐欺や錯誤などの不当な勧誘方法を消費者側で明らかにすることが困難なため、なかなか救済されません。

クーリング・オフは、消費者に一定の期間、その契約が本当に必要かどうかを考え直す機会を与える制度です。

万が一、悪質商法の被害にあったときは、早めにクーリング・オフを利用するなど、次のような対応を心がけてください。

## クーリング・オフとは

訪問販売や電話勧誘販売などの特定の取引については、いったん契約した場合でも、契約書面を受け取った日から一定期間内であれば、消費者は販売業者に対し、理由なしで一方的に申し込みの撤回や契約の解除ができます。

このとき、損害賠償金や違約金を販売業者に支払う必要はなく、無条件で解約できます。

すでに頭金や申し込み金を支払

っている場合は、その全額を返してもらえます。また商品を受け取っている場合は、その引き取りに必要な費用は、すべて販売業者の負担となります。

## クーリング・オフができる契約・期間

クーリング・オフは、訪問販売や電話勧誘販売など店舗外で積極的に勧誘する契約だけでなく、消費者が店舗に出かけて契約した場合でも、高い利益が得られるかの

ような誘惑的な取引や高額で複雑な契約にも認められています。ここでは、代表的な取引形態について、クーリング・オフができる期間と対象を紹介します。

なお、契約書類等にクーリング・オフについての記載がなければ、クーリング・オフ期限はありません。いつでも無条件で解約できます。

### ■ クーリング・オフ一覧

取引形態	期間	適用対象
訪問販売・電話勧誘販売	8日	店舗外での指定商品・権利・サービスの契約(3,000円未満の現金取引を除く)
マルチ商法	20日	マルチ商法による取引(店舗契約を含む)すべての商品・権利・サービスの契約
特定継続的役務提供	8日	エステ・語学教室・学習塾・家庭教師の継続的契約(店舗契約を含む)
内職・モニター商法	20日	内職・モニター商法による取引(店舗契約を含む)すべての商品・権利・サービスの契約
クレジット契約	8日	店舗外での指定商品・権利・サービスのクレジット契約
宅地建物契約	8日	店舗外での宅地建物の売買契約 宅地建物取引業者が売主になるもののみ
海外商品先物取引	14日	店舗外での指定市場商品の売買注文
現物まがい商法	14日	指定商品の3カ月以上の預託取引(店舗契約を含む)
投資顧問契約	10日	投資顧問契約(店舗契約を含む)
商品ファンド契約	10日	商品投資契約(店舗契約を含む)
ゴルフ会員権契約	8日	50万円以上のゴルフ会員権の新規販売契約(店舗契約を含む)
保険契約	8日	店舗外での契約期間が1年を超える生命保険、損害保険契約

- 期間の起算日は「契約書が交付された日」または「クーリング・オフの告知の日」からで、いずれも初日を算入します。ただし、海外先物取引は初日を算入しません
- 上記以外の取引形態による場合などクーリング・オフの詳細については、市役所商工観光課または山口県消費生活センターにお問い合わせください